No.６

令和６年（１２月）

第４回定例会
専決処分の報告

熊谷市

目　　次

報告番号	専決処分の内容	所管課	頁
第５６号	損害賠償の額の決定及び和解について	議会事務局	1
第５７号	損害賠償の額の決定及び和解について	管理課	3
第５８号	損害賠償の額の決定及び和解について	中央消防署	5

報告第５６号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和６年９月１０日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和６年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、自動車事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

１　損害賠償の額及び内容

９３，５００円

自動車修理費及び代車費用

２　損害賠償の相手方

３　和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和６年７月２２日（月）午後５時１０分頃、議会事務局職員が桜町一丁目６５６番１の駐車場内において、庁用車を後退させたところ、駐車中の相手方車両の左前部に接触し、相手方車両を損傷させた。



報告第５７号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和６年９月２６日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和６年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、市道における事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

１　損害賠償の額及び内容

２７２，８００円

看板修理費及び自動車修理費

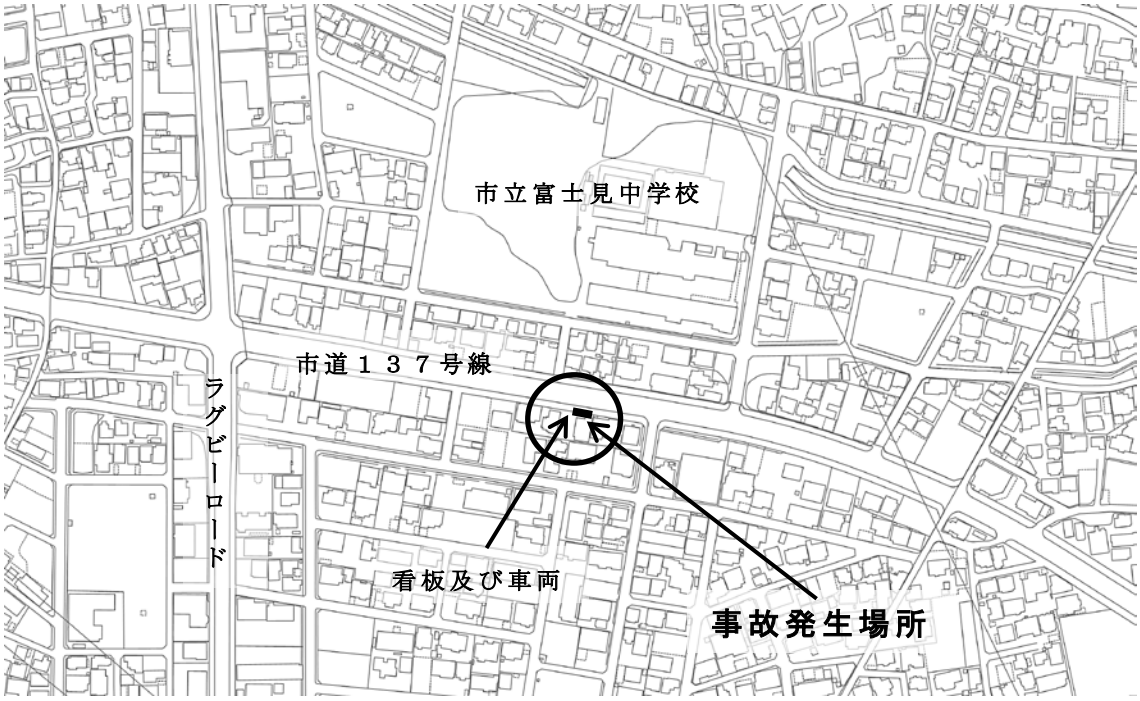
２　損害賠償の相手方

３　和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和６年７月２７日（土）午後５時５０分頃、中央二丁目３２５番地先において、市道１３７号線上の街路樹が風雨により倒れ、相手方の看板及び車両を損傷させた。



報告第５８号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和６年１０月２５日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和６年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、自動車事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

１　損害賠償の額及び内容

２５５，２３３円

自動車修理費及び代車費用

２　損害賠償の相手方

３　和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和６年９月１５日（日）午後４時２０分頃、中央消防署職員が妻沼１６９３番３の駐車場内において、救急自動車を後退させたところ、駐車中の相手方車両の右後部に接触し、相手方車両を損傷させた。

